

(料金改定等のお知らせ)

「地域密着型通所介護（デイサービス）」料金表

令和元年10月1日改定分

対象事業所 奈良市：あすならハイツあやめ池、あすならハイツ恋の窪

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は **10.27円**

1. 基本サービス

①通常規模 2時間以上3時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1 (2単位の増)	300単位	3,081円	309円	617円	925円
要介護2 (2単位の増)	344単位	3,532円	354円	707円	1,060円
要介護3 (3単位の増)	389単位	3,995円	400円	799円	1,199円
要介護4 (2単位の増)	432単位	4,436円	444円	888円	1,331円
要介護5 (2単位の増)	477単位	4,898円	490円	980円	1,470円

②通常規模 3時間以上4時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1 (2単位の増)	409単位	4,200円	420円	840円	1,260円
要介護2 (3単位の増)	469単位	4,816円	482円	964円	1,445円
要介護3 (3単位の増)	530単位	5,443円	545円	1,089円	1,633円
要介護4 (3単位の増)	589単位	6,049円	605円	1,210円	1,815円
要介護5 (4単位の増)	651単位	6,685円	669円	1,337円	2,006円

③通常規模 4時間以上5時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1 (2単位の増)	428単位	4,395円	440円	879円	1,319円
要介護2 (3単位の増)	491単位	5,042円	505円	1,009円	1,513円
要介護3 (3単位の増)	555単位	5,699円	570円	1,140円	1,710円
要介護4 (3単位の増)	617単位	6,336円	634円	1,268円	1,901円
要介護5 (4単位の増)	682単位	7,004円	701円	1,401円	2,102円

④通常規模 5時間以上6時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1 (4単位の増)	645単位	6,624円	663円	1,325円	1,988円
要介護2 (4単位の増)	761単位	7,815円	782円	1,563円	2,345円
要介護3 (5単位の増)	879単位	9,027円	903円	1,806円	2,709円
要介護4 (5単位の増)	995単位	10,218円	1,022円	2,044円	3,066円
要介護5 (6単位の増)	1,113単位	11,430円	1,143円	2,286円	3,429円

⑤通常規模 6時間以上7時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1 (4単位の増)	666単位	6,839円	684円	1,368円	2,052円
要介護2 (4単位の増)	786単位	8,072円	808円	1,615円	2,422円

要介護3 (5単位の増)	908単位	9,325円	933円	1,865円	2,798円
要介護4 (6単位の増)	1,029単位	10,567円	1,057円	2,114円	3,171円
要介護5 (6単位の増)	1,150単位	11,810円	1,181円	2,362円	3,543円

⑥通常規模 7時間以上8時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1 (4単位の増)	739単位	7,589円	759円	1,518円	2,277円
要介護2 (5単位の増)	873単位	8,965円	897円	1,793円	2,690円
要介護3 (6単位の増)	1,012単位	10,393円	1,040円	2,079円	3,118円
要介護4 (6単位の増)	1,150単位	11,810円	1,181円	2,362円	3,543円
要介護5 (7単位の増)	1,288単位	13,227円	1,323円	2,646円	3,969円

2. 加算サービス(減算)

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算/1日につき	50単位	513円	52円	103円	154円
送迎減算(送迎を行わない場合)/片道	▲47単位	▲482円	▲49円	▲97円	▲145円

※上記の加算の適用は利用者への提供サービスの内容や事業所の体制等によって異なりますので、加算をつける場合には事前に説明させていただきます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に5.9%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 新規	所定単位数に1.2%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 新規	所定単位数に1.0%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の両方が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅰ)の場合…所定単位数に7.1%(5.9%+1.2%)を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅱ)の場合…所定単位数に6.9%(5.9%+1.0%)を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計(処遇改善加算・特定処遇改善加算を含む)に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

令和元年 月 日 事業所名() 説明者()

サービス利用者の氏名()

消費税増税に伴う基本サービス料金の改定及び新規の「介護職員特定処遇改善加算」についての説明を受けました。

説明を受けた方() (本人・家族・代理人) (印)